

議会運営委員会

日 時 平成29年12月12日（火）午後 時 分から
場 所 第3委員会室

1 追加議案について

（1）概要……………別添

2 12月14日（木）本会議の議事について

（1）議事日程

第1 一般質問

第2 第1号議案から第16号議案（質疑、付託）

第3 第17号議案から第21号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第4 議第1号議案

（2）質 疑

○日程第2：質疑順序 ① _____ ② _____ ③ _____

※一括方式で3回を限度とする。

○日程第3：通告不要

※一問一答方式で先に項目数を述べ、1項目3回を限度とする。

項目の制限はないが、概ね3項目以内とする。

（3）付託先

○別紙付託表のとおり

※付託表は14日 議場へ持参

【裏面につづく】

3 議第1号議案について

- (1) 議 案 名 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- (2) 提 案 日 12月14日 <追加議案提案日>
- (3) 議 決 日 12月22日 <閉会日>
- (4) 発 議 者 (各会派の幹事長)
- (5) 提案理由 (省 略)
- (6) 付 託 (省 略)

※ () 内は前回の例

4 意見書案について

○提出期限 12月20日(水) 午前10時

5 その他

○委員会の日程について

- ・ 12月15日(金) 午前10時～ 総務文教常任委員会
- ・ 〃 15日(金) 午後1時30分～ 環境厚生常任委員会(協議会)
- ・ 〃 18日(月) 午前10時～ 環境厚生常任委員会
- ・ 〃 19日(火) 午前10時～ 産業建設常任委員会

○次回議運・幹事会等の日程について

- ・ 12月21日(木) 午後1時～ 議運正・副委員長事前調整
- ・ 〃 午後1時30分～ 議会運営委員会・幹事会

平成 2 8 年 1 2 月 定 例 会 議 案 付 託 表 （ そ の 1 ）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	1	平成 2 8 年度 亀岡市 一般会計補正予算（第 3 号）
	9	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 0	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 1	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	1 2	亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について
	1 3	亀岡市立義務教育学校設置条例の制定について
	1 4	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	2 1	ギャラリーかめおかに係る指定管理者の指定について
	2 2	亀岡市菟田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 3	亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 4	亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	2 5	亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
	3 1	京都地方税機構規約の変更について
環境厚生 常 任	1	平成 2 8 年度 亀岡市 一般会計補正予算（第 3 号）
	2	平成 2 8 年度 亀岡市 国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	5	平成 2 8 年度 亀岡市 介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	8	平成 2 8 年度 亀岡市 病院事業会計補正予算（第 1 号）
	2 6	ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について
	3 2	国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

付託委員会	議案番号	件名
産業建設 常任	1	平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
	3	平成28年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	4	平成28年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	6	平成28年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第2号）
	7	平成28年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第2号）
	15	亀岡市農業委員会の委員等に関する条例の制定について
	16	亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定について
	17	亀岡市宅地開発等に関する条例の制定について
	18	亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	19	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の制定について
	20	亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	27	亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について
	28	亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について
	29	亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について
	30	亀岡市都市公園（33箇所）に係る指定管理者の指定について
	33	土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

平成 2 8 年 1 2 月 定例会 議案付託表（その 2）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	3 4	亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
	3 5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年
亀岡市条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」
に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 .
5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改め
る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成２９年１２月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。 附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
	(期末手当の内払) 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>155</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>157.5</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。